

平成 31 年 3 月 1 日
株式会社日本政策金融公庫

「平成 31 年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」の設置及び「休日電話相談」の実施について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、3月1日付で、全国 152 支店※に、「平成 31 年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」を設置しました。また、中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご相談に対応するため、4月30日（火）から5月2日（木）の3日間、「休日電話相談」を実施します。

日本公庫は、例年になく長期の 10 連休に伴い、資金繰り対策の必要が生じる可能性のある中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

※最寄りの支店にて、皆さまからのご相談に対応しています。各支店の住所・電話番号等は日本公庫ホームページをご覧ください。（受付時間：平日 9：00～17：00）

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

<休日電話相談の概要>

実施日	4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）	
受付時間	9:00～17:00	
電話番号	個人企業・小規模事業者・ 中小企業の方	農林漁業者等の方
	0120-112476（国民生活事業） 0120-327790（中小企業事業）	0120-926478（農林水産事業）

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業（※）
適用できる制度	経営環境変化対応資金	
融 資 限 度 額	4千8百万円	7億2千万円
融資期間（うち据置期間）	設備資金 15年以内（3年以内） 運転資金 8年以内（3年以内）	

（※）中小企業事業については、長期資金のみが対象となります。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業
適用できる制度	農林漁業セーフティネット資金
融 資 限 度 額	（一般）600万円 【特認（※）】年間経費等の3／12以内
融資期間（うち据置期間）	10年以内（3年以内）

（※）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。